

「しがぎん」ダイレクトに適用される追加規定

お客さまがお申込みの『しがぎん』ダイレクト利用規定（以下「本契約」といいます）には、下記の追加条項が適用されます。この追加条項は、上記各規定と一体をなすものとして、本契約の内容になります。

記

第 31 条（電子決済等代行業者のサービスの利用について）

(1)第 3 条第 2 項にかかわらず、お客さまは、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、会員番号及びログインパスワードを利用可能業者に提供することができるものとします。ただし、会員番号及びログインパスワード以外の本人認証の情報については、利用可能業者に対しても提供しないものとします。

(2)利用可能業者のサービスの利用はお客さまの判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。

(3)お客さまが利用可能業者に会員番号及びログインパスワードを提供している場合であっても、お客さまの会員番号及びログインパスワードによるログインがあった場合、当行は当該ログイン元を確認することなく、お客さまご本人からの操作とみなします。

(4)当行は、当行の判断により、随時利用可能業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ウェブサイト等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に会員番号及びログインパスワードを提供していたお客さまは速やかにログインパスワードを変更するものとします。

(5)お客さまが会員番号及びログインパスワードを提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、お客さまの責任において、当該サービスの解約及びログインパスワードの変更を行うものとします。

(6)第 24 条第 1 項にかかわらず、お客さまが利用可能業者に提供した会員番号及びログインパスワードを用いた不正送金による被害については当行による補償の対象にはならないものとし、お客さまは利用可能業者から補償を受けるものとします。

第 32 条（電子決済等代行業者へのログイン ID 等の提供について）

第 24 条第 4 項の規定にかかわらず、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者に対してお客さまが会員番号やログインパスワードやパスワードを知らせることは、契約者の重大な過失にあたらぬものとします。

以上